

平成26年度入札制度改正

小松市行政管理部管財課
(平成26年4月1日改正)

1. 業務委託の入札に関する改正

(1) 「[建設関係業務低入札価格調査制度実施要領](#)」を策定しました。

- ①対象となる業務は、予定価格が50万円以上の競争入札の案件とする。
- ②低入札価格調査基準価格の算定は、下記のとおりとする。

●低入札価格調査基準価格の算定方法

業務区分	調査基準価格(税抜)の算出方法
○建設コンサルタント業務 (水道を除く) ○補償関係コンサルタント業務	下記項目の合計額 ・直接人件費 ・直接経費 ・その他原価×90% ・一般管理費×30%
○建設コンサルタント業務 (水道の場合)	下記項目の合計額 ・直接人件費 ・直接経費 ・技術経費×60% ・諸経費×60%
○建築又は設備設計業務	下記項目の合計額 ・直接人件費 ・特別経費 ・技術料等経費×60% ・諸経費×60%
○測量業務	下記項目の合計額 ・直接測量費 ・測量調査費 ・諸経費×40%
○地質調査業務	下記項目の合計額 ・直接調査費 ・間接調査費×90% ・解析等調査業務費×75% ・諸経費×40%

●ただし、低入札価格調査基準価格の設定範囲は、予定価格の60%を下限、80%を上限の金額とする。

なお、地質調査業務については、予定価格の3分の2を下限、85%を上限とする。

- ③失格基準価格の算定方法は、有効な入札価格のうち、最低価格から順位を付した第1位から第6位までの平均価格に0.8を乗じた額(千円未満端数切り捨て)とする。
なお、有効入札者が7者未満の場合は、最低価格から有効入札者数に0.8を乗じた数を整数で切り上げた数の順位までの者の平均価格に0.8を乗じた額(千円未満端数切り捨て)とする。

- ④低入札価格調査基準価格を下回って落札した者は、「建設関係業務低入札価格調査報告書」を提出しなければならないものとする。
- ⑤低価格入札者との委託契約条件は、次のとおりとする。
 - 契約保証金の額は、「業務委託料の10分の3以上」とする。
 - 契約解除が行われた場合の受注者が支払うべき違約金は、「業務委託料の10分の3に相当する額」とする。
 - かし担保責任の存続期間は成果物の引き渡しを受けた日から「5年以内」とする。
 - 前金払の額は、「業務委託料の10分の1.5以内」とする。

(2) その他必要な業務に最低制限価格を設定します。

- ①対象となる業務は、予定価格が50万円以上の競争入札の案件とする。
- ②最低制限価格の算定は、下記のとおりとする。
 - 有効な入札価格のうち、最低価格から順位を付した第1位から第6位までの平均価格に0.8を乗じた額（千円未満端数切り捨て）とする。
 なお、有効入札者が7者未満の場合は、最低価格から有効入札者数に0.8を乗じた数を整数で切り上げた数の順位までの者の平均価格に0.8を乗じた額（千円未満端数切り捨て）とする。
 - ただし、最低制限価格の設定範囲は、予定価格の60%を下限、80%を上限の金額とする。

2. 建設工事の入札に関する改正

(1) 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算出方法のうち一般管理費の率を引き上げました。

改正前	改正後
(算出方法) 直接工事費の95% } 共通仮設費の90% } 合計 現場管理費の80% } 一般管理費の30% }	(算出方法) 同左 } 同左 } 合計 同左 } <u>一般管理費の55%</u> }

(2) 低入札価格調査制度の対象工事を改正しました。

改正前	改正後
(対象工事) 低入札価格調査制度の対象は、 <u>発注予定金額が1千万円以上の建設工事に係る入札とする。ただし、小松市請負業者指名審査委員会の委員長が必要と判断した場合は、前項の規定にかかわらず適用することができる。</u>	(対象工事) 低入札価格調査制度の対象は、 <u>小松市請負業者指名審査委員会の委員長が必要と判断した建設工事に係る入札とする。</u>

3. 適用日について

上記事項は、平成26年4月1日以降に行う入札公告又は指名競争入札執行（見積徴収）通知から適用します。